

明病経第90号
2021年9月1日

地方独立行政法人明石市立市民病院
理事長 藤本 莊太郎
(公印省略 経営管理本部施設用度課)

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

2022年度に予定している診療材料等物品調達管理業務委託について、公募型プロポーザル方式業務委託（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望される方は、下記要領により申込書類等を提出してください。

1 対象業務

- (1) 業務名 診療材料等物品調達管理業務
- (2) 業務場所 明石市立市民病院（明石市鷹匠町1番33号）
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約期間 2022年4月1日から2025年3月31日まで

本契約は、各年度終了前に契約履行状況を確認した上で契約継続を行うものとし、また、各年度の契約金額は当該年度の予算の範囲内とします。

なお、翌年度以降において、歳入歳出予算における本契約の契約金額が削減又は削除された場合は、本契約を解除します。

2 参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当する者。）

- (1) 2012年4月1日から2020年3月31日までの間に、国内において、国、地方公共団体、（地方）独立行政法人、又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注にかかる「300床以上の病院におけるSPD業務」に関して、継続して36ヶ月以上にわたり実施した実績を3ヶ所以上有する者。なお、業務の受託に際し、下請けへの再委託は禁止とします。
- (2) 2012年4月1日から2020年3月31日までの間に、国内において、国、地方公共団体、（地方）独立行政法人、又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注にかかる「300床以上の病院における手術室ピッキング業務」に関して、継続して36ヶ月以上にわたり実施した実績を3ヶ所以上有する者。なお、業務の受託に際し、下請けへの再委託は禁止とします。
- (3) 地方独立行政法人明石市立市民病院契約規程第4条第1項及び第4項の規定に該当

しないこと。

- (4) 会社更生法（2002年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（1999年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

- (5) 明石市及び地方独立行政法人明石市立市民病院の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から受託予定者として決定を受けた日の前日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (6) 契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している明石市税を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (7) 受託予定者として決定を受けた日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、受託予定者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、十分に理解した上で参加できること。
- (9) 高度管理医療機器販売業、医薬品一般販売業及び毒物劇物一般販売業の許可を有すること。

3 公募型プロポーザル方式参加申込み

- (1) 本公募型プロポーザル方式への参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書類等」という。）をA4サイズで作成し、書類等を梱包した封筒等の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けて提出してください。

なお、書類はA4サイズで折らずに提出をしてください。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部／指定様式）

イ 会社案内・概要書（10部／任意様式）

ウ 企画・提案書（10部／詳細は仕様書、審査表等に基づくこと）

エ 業務に関し、法律上必要とする許可書、又は登録書等の証明書（写し）（1部）

オ 直前3期の決算書等（10部）

カ 関連業務実績表（10部／本公告文「2『参加要件』(2)」に該当するものを、可能な限り多く記載すること。）

キ 同種業務の契約の実績が分かる契約書等（写し）（10部、3箇所分）。

本公告文「2『参加要件』(1)・(2)」に該当するものを同封してください。

ク 見積書（1部原本、9部コピー／指定様式）

仕様書及び本公告文に基づき作成すること。

ケ 業務費内訳書（1部原本、9部コピー／表紙は指定様式、内訳書は任意様式。ただし、内訳書は本公告文記載の必要項目を含むこと。）

コ 配置予定の業務責任者等調書（10部）

※ カ・キ・ケ・コの書類については、「SPD運用業務」、「手術室ピッキング業務」それぞれの業務につき各指定部数ずつ作成の上、提出をしてください。

(2) 提出書類については、持参（受付時間は午前9時00分から午後5時00分の間（但し、午後12時00分～午後1時00分の間は除く）とし、土曜・日曜・祝日は受付できません。）、または、必ず下記により書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、地方独立行政法人明石市立市民病院が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。なお、分割提出はできません。

ア 2021年9月13日（月）正午に、地方独立行政法人明石市立市民病院のホームページに仕様書に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送または持参してください。

イ 明石市立市民病院施設用度課への申込書類等の必着期間は、2021年9月13日（月）正午から2021年9月24日（金）午後4時までの間です。その期間以外に到達したものは受理しません。

また、郵便事故等により申込書類等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより明石市立市民病院施設用度課へ公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（指定様式）を送付してください。（持参による場合は不要）

FAX：078-914-8374

明石市立市民病院施設用度課 宛

4 仕様書の取得

2021年9月1日（水）から本公告文を掲載している地方独立行政法人明石市立市民病院のホームページで取得可能です。

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書を含む本公募型プロポーザル方式業務委託に関して質問しようとする者は、下記期間内に、ファクシミリにより明石市立市民病院施設用度課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2021年9月1日（水）から2021年9月6日（月）正午必着

FAX：078-914-8374

明石市立市民病院施設用度課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

(2) 質問に対する回答

2021年9月13日（月）正午頃から地方独立行政法人明石市立市民病院のホー

ムページで公表します。なお、電話等による問い合わせはできませんのでご了承ください。

6 申込書類等の取扱い

- (1) 申込書類等について、受理後の追加及び変更は認めません。
- (2) 申込書類等の作成、提出に要する費用は申請者の負担とします。
- (3) 提出された申込書類等は返却しません。
- (4) 提出された申込書類等は、複製を作成する場合があります。

7 選定方法

(1) 提出書類の確認実施

公告文、仕様書等に基づき、提出を求める申込書類等の全てを適正な方法により提出していることを確認します。

提案説明の実施時間は、2021年9月27日（月）に電話にて連絡します。

(2) 提案説明の実施

ア 日時 2021年10月1日（金）10時00分～18時00分（予定）

イ 場所 明石市立市民病院（明石市鷹匠町1番33号） 講義室B

(3) 受託予定者の決定

選定委員会の評価に基づき、受託予定者を選定し、当該者と仕様の詳細を協議して決定に至れば、受託者として選定します。当該者と決定に至らない場合は、決定に至る者が生じるまで、評価の高い者から順に協議を行っていきます。

なお、提出された申込書類等の内容（一部を除く。）、仕様書に掲げる業務内容の事項等に点数を配した審査表により、提出された申込書類等、提案説明の内容を評価し、合計でより多くの点数を得た者から順に評価の高い者とします。

本契約は、3年間の契約です。2023年度及び2024年度の契約金額は2022年度と同額（税抜）とし、本契約の予算が減額又は削除された場合は本契約を解除します。

8 選定評価基準

別紙「企画提案書作成要領及び選定要領」に記載。

9 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、地方独立行政法人明石市立市民病院契約規程第30条第1項の各号に該当する場合は免除する場合があります。

10 支払い条件

委託料は毎月払いとし、請求があった日から40日以内に支払うものとします。

11 見積方法

- (1) 見積書は費用の総額（「SPD運用業務」及び「手術室ピッキング業務」の総額）を記載してください。
- (2) 業務費内訳書は、「SPD運用業務」及び「手術室ピッキング業務」の2種類を作成してください。それぞれの業務内容内訳書には以下の項目を明記してください。また、必要に応じて項目を細分化して記載してください。

ア SPD運用業務

- (ア) 初期導入に関する費用。
- (イ) 診療材料管理等の運用に関する費用。
- (ウ) 業務従事者に関する費用。（従事する者の人数、正社員かどうか等、人件費の内訳がわかるようにすること）
- (エ) その他必要な費用。

イ 手術室ピッキング業務

- (ア) 初期導入に関する費用。
- (イ) 手術室ピッキング業務等の運用に関する費用。
- (ウ) 業務従事者に関する費用。（従事する者の人数、正社員かどうか等、人件費の内訳がわかるようにすること）
- (エ) その他必要な費用。

※ 委託料は、上記ア及びイの費用の提案を基に、本院と受託予定者との協議で決定します。

12 契約条項等を示す場所

地方独立行政法人明石市立市民病院契約規程、地方独立行政法人明石市立市民病院業務委託契約約款等については、地方独立行政法人明石市立市民病院ホームページにおいて閲覧することができます。

13 準備期間について

契約締結日から2022年3月31日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上、公募型プロポーザル方式に参加してください。

14 その他

- (1) 申込書類等に不備がある場合には無効となる場合がありますので、本公募型プロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず地方独立行政法人明石市立市民病院ホームページの応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (2) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、指名停止措置を行います。
- (3) 本公募型プロポーザル方式に参加を希望する者で、明石市入札参加資格者名簿に登録されている者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込んでください。
- (4) 本公募型プロポーザル方式の参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、指名停止措置を行うとともに、受託予定者においては、契約解除となります。
- (5) 本公募型プロポーザル方式に係る個別の説明会は開催しません。質問がある場合は、本公告に基づき質問書（指定様式）を提出してください。なお、質問がない場合は提出の必要はありません。
- (6) (1)～(5)の場合において、本公募型プロポーザル方式等に要したすべての費用について、地方独立行政法人明石市立市民病院に請求することはできず、本公募型プロポーザル方式参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) 引継ぎに係る費用は受託者の負担とします。
- (8) 審査結果に関する異議申し立ては受け付けません。